

平成 20 年 10 月 21 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

中国における現地法人設立準備認可取得について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之）は、「中華人民共和国外資銀行管理条例」および「同実施細則」に基づき、中国銀行業監督管理委員会に提出していた当行全額出資子会社「三井住友銀行（中国）有限公司」設立準備申請に対し、平成 20 年 10 月 16 日付で認可を取得いたしました。今後、日本の金融当局の認可手続き等を経て、来年の設立に向けて手続きを進めてまいります。既存の中国国内 5 支店（北京・天津・蘇州・杭州・広州）及び 2 出張所（天津濱海出張所、蘇州工業園区出張所）につきましては、現地法人支店への移行を予定しております。

当行は、一昨年 12 月の「中国本部」の設置により、いち早く中国大陸拠点の一体管理体制をスタートさせました。又、現地法人の設立については慎重に検討を続けてまいりましたが、この度、お客さまへのより一層のサービス強化を進めていく為に、現地法人設立を決定いたしました。

当行は、引き続き中国地域を重要マーケットの一つと位置付け、これまで以上に同地域におけるお客さまのニーズにお応えできる体制を構築してまいります。

（現地法人の概要）

名称（仮称）	（和文）三井住友銀行（中国）有限公司 （中文）三井住友銀行（中国）有限公司 （英文）Sumitomo Mitsui Banking Corporation(China)Limited
設立形態	有限責任公司
出資者	三井住友銀行 100.0%
本店所在地	中華人民共和国 上海市 浦東新区
業務内容	預金・貸出・内国為替・外国為替・資金取引・有価証券投資・ その他金融関連業務

以 上